

## 新屋比内町市営住宅建替事業 募集要項等の変更（第2回）について

平成 18 年 10 月 17 日

平成 18 年 8 月 31 日に公表しました募集要項等につきまして、以下のように変更いたしますので、お知らせします。

### [ 募集要項 ]

頁 No.	大項目	中項目	小項目	変更前（下線部は変更部分）	変更後（朱字・下線部は変更部分）
P8	第 2	1	(10)	イ．PFI 事業者および社会福祉事業等実施企業等は、社会福祉施設等の整備および運営を自らの事業として行う。	イ．PFI 事業者 <u>又は</u> 社会福祉事業等実施企業等は社会福祉施設等の整備 <u>を自らの事業として行い、社会福祉事業等実施企業等は社会福祉施設等の</u> 運営を自らの事業として行う。
P10	第 2	1	(11)	ツ．秋田市宅地開発技術基準（平成 15 年 4 月 秋田市）	ツ．秋田市宅地開発技術 <u>指針</u> （平成 15 年 4 月 秋田市）
P11	第 3	1	(1)	イ．市営住宅を建設する <u>企業等</u> 企業（以下「建設企業等」という。）	イ．市営住宅を建設する <u>企業等</u> （以下「建設企業等」という。）
P11	第 3	1	(1)	ウ．市営住宅の工事を監理する <u>企業等</u> 企業（以下「工事監理企業等」という。）	ウ．市営住宅の工事を監理する <u>企業等</u> （以下「工事監理企業等」という。）
P13	第 3	1	(2)	設計企業等 設計企業等は、次のアから <u>ウ</u> の要件を満たしていること。複数の設計企業等で業務を分担する場合は、すべての <u>設計企業</u> が次の要件を満たしていること。	設計企業等 設計企業等は、次のアから <u>エ</u> の要件を満たしていること。複数の設計企業等で業務を分担する場合は、すべての <u>設計企業等</u> が次の要件を満たしていること。
P13	第 3	1	(2)	エ．設計企業等と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、上記イの実績を有する一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を専任で配置できること。	エ．設計企業等と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、上記 <u>ウ</u> の実績を有する一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を専任で配置できること。
P14	第 3	1	(2)	工事監理企業等 工事監理企業等は、次のアから <u>ウ</u> までの要件を満たしていること。	工事監理企業等 工事監理企業等は、次のアから <u>エ</u> までの要件を満たしていること。

頁 No.	大 項目	中 項目	小 項目	変更前（下線部は変更部分）	変更後 （朱字は変更部分）
P14	第 3	1	(2)	工．工事監理企業等と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、上記 <u>イ</u> の実績を有する工事監理者（建築基準法第 5 条の 4 第 2 項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を専任で配置することができること。	工．工事監理企業等と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、上記 <u>ウ</u> の実績を有する工事監理者（建築基準法第 5 条の 4 第 2 項の規定による工事監理者をいう。以下同じ。）を専任で配置することができること。
P29	第 5	7		契約保証金は、免除する。ただし、PFI 事業者は建設工事の履行を確保するため、特定事業契約締結の日から共同施設等の引渡し完了日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費および工事監理費を含む。）の 100 分の 10 以上について、秋田市又は PFI 事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、特定事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る <u>保証証券</u> を秋田市に提出すること。	契約保証金は、免除する。ただし、PFI 事業者は建設工事の履行を確保するため、特定事業契約締結の日から共同施設等の引渡し完了日までを期間として、建設工事に相当する金額（設計費および工事監理費を含む。）の 100 分の 10 以上について、秋田市又は PFI 事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、特定事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る <u>保険証券、又は特定事業契約上の債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する（ただし、保証される金額が建設工事に相当する金額（設計費および工事監理費を含む。）の 100 分の 10 以上であれば足りる。）</u> 銀行、 <u>秋田市が确实と認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）による保証書</u> を秋田市に提出すること。
P30	第 5	9	(1)	したがって、業務に伴い発生するリスクについては、原則として <u>PFI 事業者が負うものとする。</u>	したがって、業務に伴い発生するリスクについては、原則として、 <u>市営住宅整備業務（社会福祉施設等整備用地および活用用地の既存住宅の解体撤去を含む）については PFI 事業者が、付帯事業については社会福祉事業等実施企業および用地活用企業等への地位譲渡後は、社会福祉事業等実施企業および用地活用企業等が負うものとする。</u>

頁 No.	大項目	中項目	小項目	変更前（下線部は変更部分）	変更後（朱字は変更部分）
P36	第 8	3	(4)	イ．市営住宅整備業務	イ．市営住宅整備業務 <u>m 計画地盤高を示す断面図</u> 建物、外構工作物等を含み表現すること、東西方向 1 面、南北方向 3 面 1/1,000)

[ 別添資料 2 : 要求水準書 ]

頁 No.	大項目	中項目	小項目	変更前（下線部は変更部分）	変更後（朱字は変更部分）
P7	第 2	5	(1)	ツ．秋田市宅地開発技術基準 (平成 15 年 4 月 秋田市)	ツ．秋田市宅地開発技術 <u>指針</u> (平成 15 年 4 月 秋田市)
P10	第 3	2	(1) ア	3 ) 将軍野市営住宅 ・住棟：コンクリートブロック造 (簡易耐火) 2 階建て、2 棟( 16 戸、延床面積 656.92 m <sup>2</sup> 、汲取便槽、昭和 30・31 年度建設)	3 ) 将軍野市営住宅 ・住棟：コンクリートブロック造 (簡易耐火) 2 階建て、2 棟( 16 戸、延床面積 656.92 m <sup>2</sup> 、汲取便槽、昭和 30・31 年度建設) ・ <u>物置：木造平屋建て、6 棟(延床面積：388.80 m<sup>2</sup>、建設年度不明)</u>
P15	第 3	2	2 )	エ 上水道施設：秋田市水道事業給水条例、給水装置工事施行基準（秋田市上下水道局）および <u>開発許可の手引きによる。</u>	エ 上水道施設：秋田市水道事業給水条例、給水装置工事施行基準（秋田市上下水道局）および <u>秋田市宅地開発技術指針（開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱）による。</u>
P28	第 3	4	(13)	エ その他秋田市水道事業給水条例、給水装置工事施行基準および <u>開発許可の手引きによる。</u>	エ その他秋田市水道事業給水条例、給水装置工事施行基準および <u>秋田市宅地開発技術指針（開発行為に伴う給水施設の取扱いに関する要綱）による。</u>

[ 別添資料 6 : 様式集 ]

頁 No.	大項目	中項目	小項目	変更前 (下線部は変更部分)	変更後 (朱字は変更部分)								
P3	第 1	3		イ . 市営住宅整備業務	イ . 市営住宅整備業務 <u>m . 計画地盤高を示す断面図(建物、外構工作物等を含み表現すること、東西方向 1 面、南北方向 3 面 1/1,000)</u>								
様式 1 - 5				上記の者の <u>一級建築士事務所登録番号</u> ・取得年	上記の者の <u>一級建築士登録番号</u> ・取得年								
様式 1 - 14	1			<table border="1"> <tr> <td>・提案提出書</td> <td>様式 1 - 18</td> </tr> <tr> <td>・提出書類一覧 (本書類)</td> <td>様式 1 - 19</td> </tr> </table>	・提案提出書	様式 1 - 18	・提出書類一覧 (本書類)	様式 1 - 19	<table border="1"> <tr> <td>・提案提出書</td> <td>様式 1 - 13</td> </tr> <tr> <td>・提出書類一覧 (本書類)</td> <td>様式 1 - 14</td> </tr> </table>	・提案提出書	様式 1 - 13	・提出書類一覧 (本書類)	様式 1 - 14
・提案提出書	様式 1 - 18												
・提出書類一覧 (本書類)	様式 1 - 19												
・提案提出書	様式 1 - 13												
・提出書類一覧 (本書類)	様式 1 - 14												
様式 1 - 14	3	(5)		市営住宅整備業務	市営住宅整備業務 <u>・計画地盤高を示す断面図(東西方向 1 面、南北方向 3 面)</u>								